



●高校生等に対する技能検定受験手数料減額措置の範囲等
(学生等の範囲)

- ① 公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学校の訓練生
- ② 高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生
- ③ 専修学校又は各種学校の在校生
- ④ 高等専門学校 of 在校生
- ⑤ 短期大学の在校生
- ⑥ 大学の在校生

注. ①については、普通職業訓練の短期課程又は高度職業訓練の専門短期課程若しくは応用短期課程を受けている者は除く。

●若年者に対する技能検定受験手数料の減免措置について

2級又は3級の実技試験を受検する25歳未満の被保険者(雇用保険法に規定する被保険者に限る。)は、受験料が9,000円減免されます。この場合、手数料減額(免除)申請書の提出が必須となりますのでご注意ください。

ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は減免の対象外です。

また、3級の実技試験を受検する学生は、受験料が6,100円減額されます。